【記入例】

（車両の使用者が運送主体の登録運転者として自己の使用する車両を使用する場合の参考例）

車両の無償使用に関する契約書

　○○○○○○○○（以下「甲」という。）と、××××××××（以下「乙」という。）は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、（丙が所有し、）乙の使用する車両を使用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（基本原則）

第１条　甲は、自家用有償旅客運送を実施するにあたり、（丙が所有し、）乙の使用する車両（車両の登録番号　「例：岡山△△あ　○○－○○」）を無償使用するものとし、乙は無償使用することを承諾する。

２　乙は、自家用有償旅客運送における趣旨を尊重し、甲の事業運営に重大な影響を及ぼさないよう最大限に配慮する。

３　この契約は、自家用有償旅客運送の取扱方針に基づき実施する。

（使用期間）

第２条　前条に定めた車両の使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　　月　　日までとする。

２　前項に規定した期間満了後も双方異議がない場合は、更に１年間の期間延長をすることができるものとし、以後この例による。

３　使用期間の途中であっても、車両の買い換え等、乙の都合により契約の解除が必要な場合には、乙の申し出により契約を解除することができる。

（損害賠償措置等）

第３条　甲は、この契約に基づく自家用有償旅客運送を行うにあたり、道路運送法施行規則第５１条の２２による損害を賠償する措置を講じておかなければならない。

２　甲は、甲の実施する自家用有償旅客運送において、自動車によって他人（搭乗者を含む）に加えた損害については、その賠償にあたり、車両にかけられている自賠責保険、任意保険及び甲が加入する損害保険を利用する。

※以下は、乙の加入する任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含む者に限る）を利用する際には追加すること

３　ただし、甲は乙の加入する任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含む者に限る）が、甲の実施する自家用有償旅客運送においても適用になること、対人賠償額が無制限、対物賠償額が1,000万円以上に加入していることを確認した上で使用することを承諾する。

（車両の点検整備等）

第４条　乙は、甲の行う事故防止、安全確保についての研修、講習等には率先して参加し、指示に従うとともに求められた報告等は確実に行うものとする。

２　乙（丙）は、車両の日常点検及び定期点検を行い、福祉有償運送利用者に迷惑をかけないよう最善の配慮をするものとする。

３　乙は、運行にあたっては車両の乗車定員を厳守するとともに、自家用有償旅客運送にかかる車両であることを明確にするため、甲の指定した車両表示を行うものとする。

（事故等の対応）

第５条　乙（丙）は、常に安全管理に留意し、故障その他で事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

２　乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送活動中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

３　運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

（協議事項）

第６条　この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

　以上、この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各自１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

 　　　甲 住　　所

 名　　称

 代表者名

 　　　乙 住　　所

 氏　　名

（使用する車両の所有者が、運転者の同居親族である場合、以下に記載）

丙 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

車検証の使用者を記入します。